

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より森林整備事業1箇所、道路事業3箇所、街路事業1箇所の再評価の審査依頼を受けた。また同年11月6日に開催した平成20年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において、県より治山事業1箇所の再評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、同年12月25日に開催した第7回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 森林整備事業 [県事業]

2番 けんえいりんどう 県営林道 のまたごえせん 野又越線

2番については、平成4年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、2番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業 [県事業]

7番 いっばんけんどうよっかいちすずかせん 一般県道四日市鈴鹿線 (すずかばし 鈴鹿橋・たかおかこせんきょう 高岡跨線橋)

8番 いっばんこくどう 一般国道163号 ごう 長野峠 ながのとうげ バイパス

9番 いっばんこくどう 一般国道166号 ごう 田引 たびき バイパス

7番、8番については、平成11年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

9番については、平成6年度に事業着手し平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、7番、8番、9番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、次の点について、意見を付するものである。

- 一、今後、道路事業の便益計算にあたっては、該当地域の人口や年齢構成など、将来予測や地域住民の実情を踏まえて行うよう求めるものである。
- 一、道路規格の設定にあたっては、明確かつ客観的な判断基準に基づき、地域の実情を踏まえて行うよう求めるものである。特に、交通弱者に配慮した整備を進められたい。

(3) 街路事業 [県事業]

27番 あきばやまたかぶくせんほか せん 秋葉山高向線外1線

27番については、平成6年度に事業着手し平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、27番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、事業効果の早期発現のため、関連する事業との連携を密に事業推進に努められたい。

(4) 治山事業 [県事業]

30番 ほあんりんかんりどう ひらの きせん 保安林管理道 平ノ木線

30番については、平成15年度に事業着手しその後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、30番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(5) 総括意見

一、今後、費用便益分析においては、マニュアルにとらわれず、三重県の実情にあった便益算定を行われたい。